

地福第304号
令和7年8月 8日

県内各救護施設 施設長様

島根県健康福祉部地域福祉課長

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設分）
(光熱費・食材料費) の支給申請について（通知）

島根県の福祉行政の推進につきまして、平素から格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、エネルギー・食材価格高騰の影響により光熱費及び食材料費の負担増に直面する事業者様を支援するため「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金」を支給することとしましたので、お知らせします。

つきましては、支給要綱等をご確認の上、支給申請書の提出をお願いします。

なお、応援金の申請受付等に関連する事務については、島根県が、「令和7年度物価高騰対策応援金支給業務共同企業体」に委託し、島根県医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局を設置して対応いたしますことを申し添えます。

1. 申請期間 令和7年8月18日（月）～令和7年10月9日（木）【必着】
2. 提出方法 郵送またはWEB（<https://www.shimane-ohenkin.jp>）からのオンライン申請
3. 提出先 島根県医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局
(〒690-0826 島根県松江市学園南1丁目15-10 松江アイビル 401号室)

【申請手続き等に関する問い合わせ先】

島根県医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金コールセンター
TEL 0120-511-215（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

【特設WEBサイト】

申請書様式等の掲載及びオンライン申請フォームを作成した特設のWEBサイトを開設しております。URL：<https://www.shimane-ohenkin.jp>

担当：島根県健康福祉部地域福祉課 錦織
電話：0852-22-5234

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金
(救護施設・食材料費分) 支給要綱

(目的)

第1条 県は、医療・介護・保育施設、公衆浴場等において、食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、予算の範囲内で医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものとし、その支給に関してはこの要綱に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとし、応援金の支給に必要な事務は事務局が行う。

(支給の対象事業者)

第3条 応援金の支給の対象事業者は、令和7年6月1日現在で、所在地が島根県内にある生活保護法第38条第1項第1号に基づく救護施設を運営する事業者とする。

(支給額の算定方法)

第4条 応援金の支給額は、対象施設の定員数に、基準単価10,500円を乗じた額とする。

2 応援金の支給は、1回限りとする。

(申請方法)

第5条 応援金の申請を行う対象事業者（以下「申請者」という。）は、支給申請書（別記様式並びに別紙1及び別紙2）を知事に提出するものとする。ただし、応援金の支給の申請は1施設につき1回とする。

(申請の期間)

第6条 応援金の支給の申請期間は、事務局が応援金の受付を開始した日から令和7年10月9日までとする。

(不支給要件)

第7条 次の各号のいずれかに該当する申請者に対しては応援金を支給しない。

- (1) 虚偽の申請をした者
- (2) 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者
- (5) 島根県税を滞納している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

2 応援金を支給しないことを決定したときは、申請者に通知するものとする。

(支給の決定等)

第8条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した支給申請書について、本要綱に基づき審査し、応援金を支給すべきと認めたときは、応援金の支給を決定し、申請者に通知する。

(応援金の支給)

第9条 知事は、前条の規定による支給の決定後、申請者に対し応援金を速やかに支給するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

(決定の取消し)

第11条 知事は応援金の支給を受けた者（以下「応援金受給者」という。）が第7条の規定による応援金の不支給要件に該当することが判明したとき又は応援金の支給の決定の内容若しくはその他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したときは、応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(応援金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により応援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が支給されているときは、期限を定めて、当該応援金の返還を命ずるものとする。

(返金加算金)

第13条 応援金受給者は、前条の規定により応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、応援金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられるものとする。
- 3 知事はやむを得ない事情があると認めるときは、応援金受給者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(公表)

第14条 知事は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第15条 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この応援金の支給に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

宣 誓 書

私は、令和7年度医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）の支給の申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、応援金の支給を受けられないことになつても異議はございません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 令和7年度医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設・食材料費分）支給要綱（以下「要綱」という。）第3条の支給の対象事業者の要件を満たしています。
 - (2) 応援金の支給申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
 - (3) 要綱第7条の不支給要件に該当しません。
 - (4) 不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、要綱第14条の規定により、氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
 - (5) 応援金の支給を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は応援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
 - (6) その他、要綱の規定には従います。

以上

島根県知事様

令和 年 月 日

名称(法人名等)

代表者役職及び氏名

印

※法人の場合は代表者の署名、個人の場合は自署により押印を省略することができます。

不支給要件(要綱第7条)である「島根県税の滞納がないこと」について疑義が生じた場合は、島根県が納税証明書を徴収する所以があるので、以下委任状に記入すること

委 任 状

県民センター所長 様

令和 年 月 日

納稅證明申請者 島根県知事 丸山 達也

私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。 

委任者
(納稅義務者) 所在地
 名称(法
 代表者名

※委任者が個人の場合、必ず本人が自署してください。

(支給申請書・別紙2)

預 金 口 座	金融 機関	銀行・組合 金庫・連合会						支店・支所 店・出張所		
	預金種別(目)	1 普通預金 2 当座預金		口座番号
	カナ 口座名義

* 口座番号は右詰めに記入してください。また、ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用するため通帳に印字してある「【口座番号】」(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。

* カナ口座名義は預金通帳記載のとおりに記入してください。

【通帳表紙 及び 1ページ目】

- ・通帳の表紙面及び1ページ目の写しを貼付してください。
- ・申請者が個人の場合は申請者本人名義の口座の写し、法人の場合は法人名義の口座の写しを貼付してください。
- ・インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義（漢字、カナ両方）、口座番号の分かるもの（インターネット画面等の写し等）を貼付してください。

預 金 口 座	金 機 融 関	ゆうちょ				銀行組合 金庫・連合会		五八三			支店・支所 店・出張所	
	預金種別(目)	1 普通預金 2 当座預金			口座番号	0	1	2	3	4	5	6
	カ ナ 口 座 名 義	カ	ナ	シ	マ	ネ	シ	ヨ	ウ	ジ		

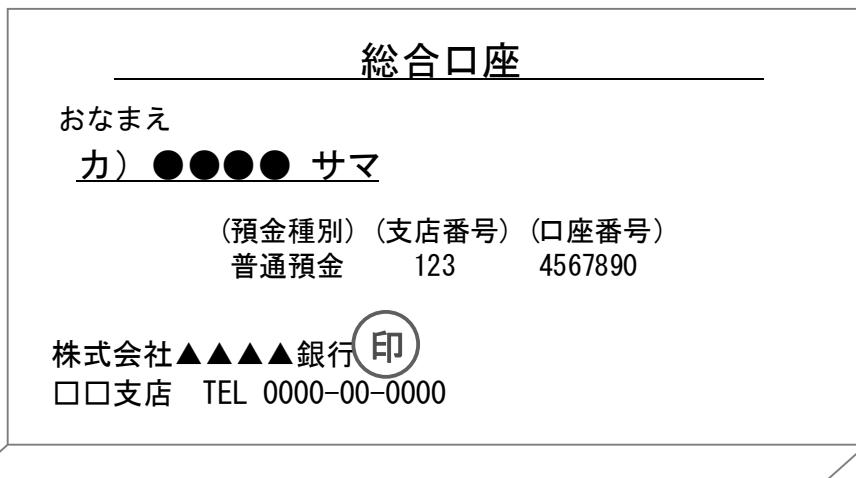
* 口座番号は右詰めに記入してください。また、ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用するため通帳に印字してある【口座番号】(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。

* カナ口座名義は預金通帳記載のとおりに記入してください。

通帳のコピー（オモテ面）



通帳のコピー（1ページ目）



- ・通帳の表紙面及び1ページ目の写しを貼付してください。
- ・申請者が個人の場合は申請者本人名義の口座の写し、法人の場合は法人名義の口座の写しを貼付してください。
- ・インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義（漢字、カナ両方）、口座番号の分かるもの（インターネット画面等の写し等）を貼付してください。

別記様式（第5条関係）（救護施設・食材料費分）

年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

（申請者） 郵便番号

住 所

氏 名

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設・食材料費分）支給申請書

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設・食材料費分）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円

2 申請内訳

No.	施設区分	施設名	所在地	基準単価	定員数	申請額(円)
1	救護施設			10,500		
合計						

3 担当者

担当者職名・氏名
電話番号
メールアドレス

年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

(申請者) 郵便番号

住 所

氏 名

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設・食材料費分）支給申請書

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（救護施設・食材料費分）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 1,050,000 円

2 申請内訳

No.	施設区分	施設名	所在地	基準単価	定員数	申請額(円)
1	救護施設	○○園	松江市○○	10,500	100	1,050,000
合計						1,050,000

3 担当者

担当者職名・氏名
電話番号
メールアドレス